

令和2年11月16日

杉並区議会議長

井口 かつ子 様

議会改革特別委員会

委員長 今井 ひろし

### 議会改革特別委員会活動経過報告書

議会改革特別委員会の活動経過について、下記のとおり報告します。

#### 記

1 令和2年9月29日

(1) 所管事項調査

ア 議会基本条例について

令和2年6月16日、7月13日、8月5日、26日に開催した「議会基本条例に関する部会」において検討した、第3条から5条、11条及び12条の条文及び解説文修正の検討内容について、委員長から報告を行った。

報告を受けた後、以下のとおり記載することを決定した。

第3条（基本理念）

条文について、「区民の代表者」の表現について違和感があるとして、「区民の代表者として」の文言を削除。

第4条（議会の運営及び活動方針）

条文見出しについて、「運営及び」を追加し、「議会の運営及び活動方針」とした。

第5条（議会の活動方針）

条文について、第1項「区民の代表者」の文言を「議員」に修正。

解説文について、(1)の「4年ごとに行われる」と「代表」の文言を削除。

第11条（区民意見の反映）

条文について、第3項の意見書の提出先を「国会又は関係行政庁等」としていたが、地方自治法ではその他の規定がないことから、「等」を削除し、併せて解説文についても「その他の機関」を削除。

## 第12条（区長等との関係）

解説文の関係性を表す図について、検討課題になっていたが、「区民」「区議会」「区長等」を三角形の位置関係で表し、執行機関の部分で「区長」と重なる形で表示していた「教育委員会」を削除。

また、解説文から「各執行機関」の記述を前に移し、「独立性をもって」の文言を追加。